

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

舞鶴市長

公表日

令和6年1月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法等に基づき、介護保険の資格管理・保険料の賦課等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①資格取得・異動・喪失 ②保険料の賦課・徴収・減免 ③要介護(要支援)認定 ④保険給付 ⑤地域支援事業の実施・運営</p> <p>※当市では、介護保険法に基づき、上記④のうち一部を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に「保険者事務共同処理業務」として委託をしており、当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 また、国保連合会において、当市の介護保険サービスと障害福祉サービスの給付情報に関する名寄せを行う。</p>
③システムの名称	基幹業務支援システム(介護保険)、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、京都府国民健康保険団体連合会への事務委託に係る伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名基本情報ファイル、住民税賦課マスタファイル、送付先情報ファイル、世帯構成情報ファイル、資格得喪情報ファイル、受給者情報異動連絡票データ、受給者情報訂正連絡票データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の68の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ※主務省令未制定・・・30、88、95 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の2の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務部総務課 住所: 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1044</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>福祉部高齢者支援課 住所: 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1013</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月23日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等に基づき、介護保険の資格管理・保険料の賦課等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①資格取得・異動・喪失 ②保険料の賦課・徴収・減免 ③介護認定 ④保険給付	介護保険法等に基づき、介護保険の資格管理・保険料の賦課等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①資格取得・異動・喪失 ②保険料の賦課・徴収・減免 ③介護認定 ④保険給付 ⑤高額医療・高額介護合算処理に関する業務(京都府国民健康保険団体連合会へ委託)	事前	
平成28年3月23日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	介護保険システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、京都府国民健康保険団体連合会への事務委託に係る伝送通信ソフト	事前	
平成28年3月23日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名基本情報ファイル、住民税賦課マスタファイル、送付先情報ファイル、世帯構成情報ファイル、資格得喪情報ファイル	宛名基本情報ファイル、住民税賦課マスタファイル、送付先情報ファイル、世帯構成情報ファイル、資格得喪情報ファイル、受給者情報異動連絡票データ、受給者情報訂正連絡票データ	事前	
平成28年9月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、94の項 ※ 主務省令未制定…1、4、5、22、30、33、39、43、58、81、88、90、95、97の項 【情報照会の根拠】 93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、94の項 ※ 主務省令未制定…1、4、5、8、11、22、30、33、39、43、58、81、88、90、95、97、108、117、120の項 【情報照会の根拠】 93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年3月2日	1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ②事務の概要	<p>介護保険法等に基づき、介護保険の資格管理・保険料の賦課等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①資格取得・異動・喪失 ②保険料の賦課・徴収・減免 ③介護認定 ④保険給付 ⑤高額医療・高額介護合算処理に関する業務 (京都府国民健康保険団体連合会へ委託)</p>	<p>介護保険法等に基づき、介護保険の資格管理・保険料の賦課等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①資格取得・異動・喪失 ②保険料の賦課・徴収・減免 ③要介護(要支援)認定 ④保険給付 ⑤地域支援事業の実施・運営</p> <p>※当市では、介護保険法に基づき、上記④のうち一部を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に「保険者事務共同処理業務」として委託をしており、当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>また、国保連合会において、当市の介護保険サービスと障害福祉サービスの給付情報に関する名寄せを行う。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、94の項 ※ 主務省令未制定…1、4、5、8、11、22、30、33、39、43、58、81、88、90、95、97、108、117、120の項 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、5、6、8、11、17、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 ※ 主務省令未制定…1、4、30、33、39、58、88、90、95、106、117の項 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、5、6、8、11、17、22、26、42、43、56の2、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 ※ 主務省令未制定…1、4、30、33、39、58、88、90、95、106、117の項 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 ※ 主務省令未制定…1、4、30、88、90、95、106、117の項 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>	事後	
平成29年11月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	高齢者支援課長 名内 哲治	高齢者支援課長 岸本 昭彦	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、 43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、 108、109、120 の項 ※ 主務省令未制定…1、4、30、88、90、95、 106、117 の項 【情報照会の根拠】 93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、 43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、 108、109、119の項 ※ 主務省令未制定…1、4、30、88、90、95、 106の項 【情報照会の根拠】 93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者支援課長 岸本 昭彦	高齢者支援課長	事後	
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	-	(項目を追加)	事後	
令和1年11月13日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、京都府国民健康保険団体連合会への事務委託に係る伝送通信ソフト	基幹業務支援システム(介護保険)、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、京都府国民健康保険団体連合会への事務委託に係る伝送通信ソフト	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、119の項 ※ 主務省令未制定…1、4、30、88、90、95、106の項 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 ※ 主務省令未制定…1、4、30、88、90、95、106の項 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>	事後	
令和1年11月13日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和元年9月1日時点	事後	
令和1年11月13日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和元年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 ※ 主務省令未制定…1、4、30、88、90、95、106の項 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、97、108、109、120の項 ※ 主務省令未制定…1、4、30、88、95、106、117の項 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月13日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年9月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年1月13日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年9月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、97、108、109、120の項 ※ 主務省令未制定・・・1、4、30、88、95、106、117の項 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供の根拠(項の番号)】 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 ※主務省令未制定・・・30、88、95 【情報照会の根拠】 93、94の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の2の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条</p>	事後	